

50 放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について

令和 8 年 5 月
国 税 庁

国税庁では、東日本大震災の発生以降、平成 23 年度より放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を実施しており、令和 8 年度も独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、以下の施策を実施します。

これらの施策は、所掌事務の一つとして酒類の安全性の確保に関する事務を行っている国税庁として、酒類の安全性の確保に万全を期す必要があることから実施するものです。

- 1 調査対象地域^(注)に所在する酒類製造場について、その場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します（酒類等安全確認調査）。

(注) 調査対象地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和 8 年 3 月 30 日付原子力災害対策本部）別表において、「米」又は「果実類」が検査対象品目として定められている福島県とします。

（資料）令和 8 年度酒類等安全確認調査の実施について

- 2 例年実施している全国市販酒類調査において、放射性物質に関する分析を実施します。

- 3 安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などについては、所管の国税局鑑定官室（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課主任鑑定官）において技術相談に応じます。

（参考情報）

独立行政法人酒類総合研究所では、輸出用酒類について放射性物質の分析を実施しているほか、酒類及び酒類製造に関する物品（原料、副製品、醸造用水等）について、放射性物質の受託分析を実施しています。

令和 8 年度酒類等安全確認調査の実施について

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、令和 8 年度においても、酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します。

1 調査の方法

試料の放射能分析を行い、食品衛生法に定める基準値以下であることを確認します。

（参考）食品衛生法に定める一般食品の基準値：放射性セシウムについて 100 Bq/kg

※ 酒類については食品衛生法上、一般食品の基準値が適用されます。

2 試料

酒類製造者の同意を得て提供いただいた、出荷前の酒類及び醸造用水各 1 点を用います。

3 対象製造場

福島県の全製造場を対象とします。

（参考）上記地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和 8 年 3 月 30 日付原子力災害対策本部）別表において、「米」又は「果実類」が検査対象品目として定められている検査対象自治体に当たります。

4 調査結果の取扱い

個々の分析結果は、「酒類等の分析報告書」として試料を提供いただいた酒類製造者に連絡するほか、全ての結果は、取りまとめた上で、国税庁ホームページにおいて公表します。

また、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方公共団体にも提供します。